

第5次嘉麻市行政改革大綱（案）

令和8年3月
嘉 麻 市

I 第5次行政改革大綱策定の趣旨

1 これまでの経過

本市は、行政サービスの維持向上や行政運営の効率化等を目的として、平成18年3月に1市3町の合併により新しく誕生しましたが、市税等の収入に乏しく、地方交付税や国・県からの補助金等に過度に依存した財政構造であったことなどから、合併当初から危機的な財政状況にありました。

このような中、確固とした行財政基盤の構築を図るため、平成18年以降、4次にわたり行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定し、これに基づき、自主財源の確保、組織機構の見直し、職員定数の適正化、事務事業の見直し、職員の意識改革など、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、総合的かつ計画的な行政改革に継続して取り組んできたところです。

2 行政改革の成果

第1次から第4次までの行政改革の取組により、一時懸念されていた財政再生団体への転落は回避しましたが、近年の賃金上昇や物価高騰などの社会情勢の急激な変化に伴う人件費や委託料及び本庁舎や義務教育学校3校建設費の起債償還に伴う公債費の増加により、財政状況は再び悪化しています。

第1次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画

【計画期間】 平成18年度～平成22年度

【実施項目】

- ① 財政の健全化（78項目）
- ② 簡素で効率的な組織の構築（24項目）
- ③ 民間活力の導入（20項目）
- ④ 人材の育成（8項目）
- ⑤ 市民との協働（10項目）

- 140項目を実施
- 約46億8千万円の効果額

第2次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画

【計画期間】 平成23年度～平成27年度

【実施項目】

- ① 財政の健全化（25項目）
- ② 簡素で効率的な組織の構築（8項目）
- ③ 民間活力の導入（4項目）
- ④ 人材の育成（1項目）
- ⑤ 市民との協働（3項目）

- 41項目を実施
- 約8億4千万円の効果額

第3次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画

【計画期間】 平成28年度～令和2年度

【実施項目】

- ① 財政の健全化（16項目）
- ② 市民ニーズや行政需要に応じた効率的な組織の構築（4項目）
- ③ 事務事業の見直し（18項目）
- ④ 公共施設の見直し（6項目）
- ⑤ 人材の育成（5項目）
- ⑥ 市民との協働（2項目）

- 51項目を実施
- 約6億8千万円の効果額

第4次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画

【計画期間】 令和3年度～令和7年度

【実施項目】

- ① 財政の健全化（11項目）
- ② スマート自治体の実現（21項目）
- ③ 人材育成・働き方改革の推進（2項目）

- 34項目を実施
 - 約2億3千万円の効果額
- ※ 令和6年度末まで

3 さらなる改革の必要性

第4次までの行政改革の取組により、合併後から令和6年度までは財政収支の黒字を維持してきたところですが、今後の中長期的な財政状況の展望では、人口減少に伴う税収の減少や加速する高齢化などに伴う社会保障経費の増加はもとより、職員定年年齢延長化をはじめとする様々な制度改革や公共施設等の老朽化に伴う投

資的経費及び建設費の起債償還に伴う公債費の増加により、今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれています。

このような中、本市が自立した自治体として持続的に発展するため、今後も人口規模に見合った効率的な行政運営が求められます。

また、これまでの行政改革においては、事業の見直しや経費の削減などによる行政改革が重視されてきましたが、これまでの改革に加え、社会情勢の急激な変化に的確に対応するため、時代に適合した効率的な行政改革も求められています。

以上を踏まえ、第4次行政改革終了後においても、第5次行政改革として引き続き行政改革に取り組むものとし、そのための指針となる第5次嘉麻市行政改革大綱を策定し、この大綱に基づき既存事業の継続を前提とせずゼロベース思考による事業の再構築を徹底するとともに、財政規模に見合った行財政運営の仕組みを早急に確立したうえで、計画的かつ積極的に行財政改革を推進します。

II 第5次行政改革の基本目標

第5次行政改革では、有利な財源である合併特例事業債の活用期限終了や加速度的に進む人口減少を踏まえ、令和4年度以降3年連続で100%を超えている経常収支比率の早期改善、さらに各基金の常態化した取崩し額をできる限り抑制することが求められています。これらの課題に対し、より具体的で実効性の高い取組を進めるため、本改革では「持続可能で効率的な行政運営体制の確立」を基本目標とします。

また、第1次から第4次までの行政改革に引き続き、中長期的には「自立した自治体としての確固たる行財政基盤の構築」を目指します。

なお、具体的な数値目標については、別に定める実施計画に設定するものとします。

III 第5次行政改革の基本方針

基本目標を達成するために、第5次行政改革を推進するに当たっての基本方針を次のように定め、計画的かつ総合的に推進します。

1 財政の健全化

本市が自立した自治体として確固たる行財政基盤を構築するためには、計画的な財政運営と、地方交付税等の依存財源に過度に依存しない財政構造への転換が最も重要となってきます。

そのため、精緻な財務分析による財務マネジメントなどにより、経常的な経費の削減等を図るとともに、税等の徴収率の向上はもちろん、ふるさと納税の推進や基金・公金の効率的な運用など自主財源を確保することにより、財政構造の弾力化を図ります。

【推進項目】

- 計画的な財政運営
- 自主財源の確保

2 時代に適合した効率的な自治体経営

人口減少や高齢化が進む中、限られた財源や人員で多様化・複雑化する行政ニーズに対応するため、前例にとらわれず、AIなどのDX技術を活用し、費用対効果を意識した業務の抜本的見直しと、より一層の効率化を進めます。

職員適正化計画により職員数の縮減が進む中、今後見込まれる行政課題や、複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応していくためには、多様で質の高い職員の確保・育成に努めるとともに、人材育成基本方針や人事考課制度を活用して職場の活性化を図ります。

さらに、多様で柔軟な働き方を導入することにより、職員の心と身体の健康を保持増進し、業務能率の向上を推進します。

【推進項目】

- 職員数の適正化
- 業務の効率化
- DXの推進
- 職員の人材育成・働き方改革の推進

3 ストックの適正化

市が保有する公共施設数を人口規模に見合ったものとするため、公共施設等適正化基本方針に則り、現在維持管理している施設について、集約や用途廃止を含めた見直しを行います。

また、これにより普通財産化した市有地等について、自主財源の確保を図るため、売却等を推進し、ストックの適正化を図ります。

【推進項目】

- ストックの適正化

IV 第5次行政改革の進め方

1 計画期間

この大綱による計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、この大綱に基づいた具体的な取組を推進するための実施計画を作成し、実施計画には、具体的な取組内容や実施年度、数値目標等を定めるものとします。

2 推進体制

第5次行政改革の取組は、本市行政経営推進本部（本部長：市長）を中心に全職員が一丸となって、総合的かつ計画的に推進します。

3 進捗管理

第5次行政改革の進捗状況については、本市行政経営推進審議会に定期的に報告し、審議会の意見や提言等を受けるものとします。

また、計画期間中において、実施項目の追加等が生じた場合は、審議会の意見や提言等を受けたうえ、必要に応じ見直しを行います。

